

# 会計年度任用職員（生活保護年金等調査員・生活保護就労支援員）募集要項

令和8年1月

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

この募集要項を  
ご覧になる方へ

生活保護年金等調査員・生活保護就労支援員の募集は  
**年齢不問です。**

## 1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人員	主な職務内容等
生活保護年金等調査員	3名程度	<p>西区、昭和区、熱田区のいずれかの区役所において、次の業務に従事していただきます。</p> <p>【任用直後】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 生活保護受給者の年金加入歴の調査</li><li>② 一定年齢（60歳以上など）の生活保護受給者に対する年金受給資格の一斉調査</li><li>③ 障害者手帳取得者等に対する障害年金の受給の有無の調査</li><li>④ その他の年金等のに関する調査</li><li>⑤ 裁定請求手続き時の支援、同行等</li><li>⑥ その他雇用、医療、労働災害等の保険制度に関すること</li><li>⑦ 生活保護法第29条に基づく各種調査の事務補助</li><li>⑧ その他社会福祉事務所長が必要と認める業務</li></ul> <p>【変更の範囲】 変更なし</p>
生活保護就労支援員	13名程度	<p>千種区、東区、西区、中村区、昭和区、熱田区、中川区、南区、名東区のいずれかの区役所又は南陽支所において、専門的な見地から生活保護受給者への就労支援を行います。具体的には次に掲げる業務です。</p> <p>【任用直後】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 支援対象者の求職相談や収集した求人情報の案内などの相談援助業務</li><li>② 履歴書の書き方や面接技などの求職スキルアップの援助業務</li><li>③ 支援対象者に同行しての公共職業安定所等関係機関での求職活動援助業務</li><li>④ キャリアカウンセリング技法による適職診断や就労意欲喚起の援助業務</li><li>⑤ 本市が実施する就労意欲喚起事業、公共職業安定所と連携して実施する生活保護受給者等就労自立促進事業及び認定就労訓練事業に関する業務</li><li>⑥ その他社会福祉事務所長が必要と認める業務</li></ul> <p>【変更の範囲】 変更なし</p>

※ 採用予定人員・配属先は変更する場合があります。採用後の年度途中に異動することはありません。

※ 制度改正等により、上記以外の関連業務を行っていただく場合があります。

## 2 受験資格

次の(1)～(3)すべての要件を満たすことが必要です（年齢不問）。

(1) 次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）
- (2) パソコン（主にMicrosoft Word・Excel）の基本的な操作ができる方
- (3) 次の要件を満たす方（令和7年12月31日時点で各項目いづれかの要件を満たすこと）

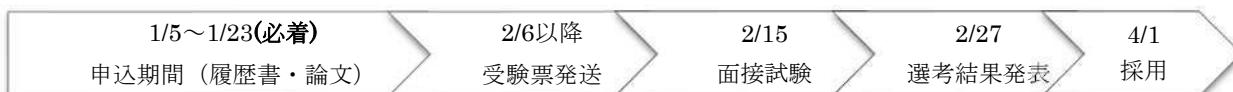
## ア 生活保護年金等調査員

- ① 社会保険労務士となる資格を有する方
- ② 年金業務の従事経験が2年以上有る方

## イ 生活保護就労支援員

- ① キャリアコンサルタントの資格を有する方（平成28年3月まで実施されていた厚生労働省指定のキャリア・コンサルタント能力評価試験の合格者又は平成28年4月から実施のキャリアコンサルタント試験の合格者）
- ② 産業カウンセラー又はシニア産業カウンセラーの資格を有する方
- ③ 社会福祉士の資格を有する方
- ④ 精神保健福祉士の資格を有する方
- ⑤ 福祉事務所（社会福祉法に規定する「福祉に関する事務所」）又は公共職業安定所において就労支援に関する業務を1年以上経験した方
- ⑥ ⑤の業務に準ずる就職活動支援に関する業務を1年以上経験した方

### 3 選考について



#### (1) 申込書類

履歴書	別添「履歴書」(両面印刷)を使用してください。 3か月以内に撮影された写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入してください。
論文	別添「論文試験 問題兼解答用紙」(両面印刷)に黒インク・黒色ボールペンを使用し、必ず受験者が自筆で記入してください。
資格確認 書類	「2 受験資格」の(3)のア①、イ①～④に該当する方は、合格又は登録していることが確認できる書類をA4サイズにコピーしてください。
受験票送付用封筒	定形サイズの封筒の表面に郵便番号・住所・氏名を記入の上、110円切手を貼ってください。

- ※ 申込書類に不備がある場合は受けできません。
- ※ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。
- ※ 異なる選考区分及び同日に保護課が選考を行う会計年度任用職員（生活保護経理事務員、保護・援護生活支援員、生活保護債権管理員、訪問活動支援員、生活保護居宅生活支援員、医療・介護扶助事務員、中国残留邦人等生活支援員、中国残留邦人等生活支援通訳者）との併願はできません。

#### (2) 申込期間及び方法

令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）（必着）までに  
名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課へ郵送又は直接お持ちください。

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「**生活保護〇〇員応募**」と朱書きしてください。

#### (3) 試験内容

選考	会場	日程	集合時刻	内容	配点
筆記試験	申込時に提出			論文	30点満点
面接試験	中土木事務所ビル9階第1研修室 (名古屋市中区千代田1丁目5-8)	令和8年2月15日（日）	受験票に記載 個別面接		60点満点

※ 各選考において得点が一定水準に達しない場合は総合得点に関わらず不合格となります。

※ 面接試験は申込者全員に実施します。

#### (4) 受験票の発送

令和8年2月6日（金）以降に受験票を発送します。面接試験日にお持ちください。

#### (5) 試験結果の通知

受験者全員に郵送で通知（令和8年2月27日（金）以降に発送予定）し、選考結果発表日から約1週間、合格者の受験番号を名古屋市公式ウェブサイトにて掲載します。電話等による合否に関する問合わせには一切お答えしません。

### 4 合格から採用まで

- (1) 任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです（採用後1月間は条件付採用期間です）。また、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります（再度の任用は4回まで）。
- (2) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は、採用されない場合があります。
- (3) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され欠員の状況に応じ逐次採用されます。よって、希望する勤務地以外へ配属する場合があります。また、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。採用候補者名簿の有効期限は合格発表の日から令和9年3月1日までです。
- (4) 今回の採用は、令和8年度予算の成立を条件とします。

### 5 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
不合格者 又は不合格者の委任による代理人	・試験順位 ・得点 ・合格基準点	結果発表日からその翌月同日まで (閉庁日の場合は翌開庁日まで)  9:00～12:00、 13:00～17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	<p><b>【受験者本人の場合】</b> 申込先において、運転免許証または個人番号カード等の身分証明書（写真付）を提示して口頭で申出てください。</p> <p><b>【代理人の場合】</b> 申込先において、①代理人の運転免許証または個人番号カード等の身分証明書（写真付）②不合格者の本人確認書類の複写物③不合格者の受験票または選考結果通知書④代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状を提示・提出して口頭で申し出てください。</p>

※ 開示請求は受験者本人による市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受けません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書等）に不足がある場合は開示できません。

### 6 勤務条件

報酬	<b>生活保護年金等調査員・生活保護就労支援員</b> 月額 172,098円から 219,463円（地域手当相当報酬を含む）の範囲で、基準学歴（高校）卒業後の年数に応じて決定、他に通勤手当に相当する費用弁償、特殊勤務手当（日額400円）、期末手当・勤勉手当等を支給		
	<b>【報酬の例（月に21日勤務した場合）】</b> 令和7年12月1日現在		
高卒新卒（基準学歴）		高卒後4年	高卒後14年（上限）
180,498円		198,928円	227,863円

勤務時間	月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで (※) ※配属先の状況により、午前8時45分から午後5時30分までの間において1日6時間（1時間の休憩を除く）<週30時間> ※年に数回程度、上記の勤務時間より始業・終業時刻が変わる場合がありますが、1日6時間勤務は変わりません。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次休暇、産前産後休暇、健康サポート休暇（生理）、結婚休暇、忌引休暇、介護休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

※ 給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

※ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合でも通知等は行いません。

## 7 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

### 申込・問合せ先

#### 名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎1階）

電話：052-972-2559 FAX：052-972-4148 担当：徳川・後藤

○来庁及び試験会場への来場の際は公共交通機関をご利用ください。

○来庁及び問合せは、月曜日から金曜日（祝日及び振替休日を除く）の

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで